

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ハローワークプラザ宮崎 電話設備機器交換等契約	宮崎労働局 支出負担行為担当官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号7階	令和2年6月8日	有限会社大宮通信 宮崎県宮崎市神宮町468番地	8350002000848	一般競争入札	3,629,445	1,650,000	45.46%				
宮崎労働局助成金センター移転に伴う什器類等購入移設設置及びハローワークプラザ宮崎レイアウト変更等契約	宮崎労働局 支出負担行為担当官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号8階	令和2年6月8日	株式会社ヨシダや 宮崎県宮崎市青葉町119番地1	5350001002658	一般競争入札	9,706,639	5,614,180	57.83%				
宮崎労働局助成金センター移転に伴うOA機器等購入設置契約	宮崎労働局 支出負担行為担当官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号9階	令和2年6月9日	株式会社ヨシダや 宮崎県宮崎市青葉町119番地1	5350001002658	一般競争入札	3,527,466 @1.1円ほか	3,515,600 @1.5円ほか	99.66%				
令和2年度一般定期健康診断及びVDT健康診断にかかる業務委託契約(単価契約)	宮崎労働局 支出負担行為担当官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号5階	令和2年6月10日	公益財団法人宮崎県健康づくり協会 宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2	7350005000045	一般競争入札	@1,210円ほか	@1,210円ほか	100.00%	公財	都道府県所管	1者のみ	単価契約 予定調達総額 7,230,685円
令和2年度みやざき高卒就職情報誌印刷物製造契約	宮崎労働局 支出負担行為担当官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号6階	令和2年6月22日	株式会社あすなる印刷 鹿児島県鹿児島市城西2丁目2-36-205	9340001006697	一般競争入札	1,780,240	1,066,973	59.93%				

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

雇用保険業務用印刷 物製造契約	宮崎労働局 支 出負担行為担当 官 高根 庸一 宮崎県宮崎市橋 通東3丁目1番22 号6階	令和2年6月29日	株式会社あすなる 印刷 鹿児島県鹿児島市 城西2丁目2-36- 205	9340001006697	一般競争入札	1,259,116	1,143,994	90.85%				
--------------------	--	-----------	---	---------------	--------	-----------	-----------	--------	--	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし								#DIV/0!				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。